

松前町後援及び町長賞の交付に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、後援及び町長賞の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「後援」とは、町が、町の施策推進に有益と認める事業に対し、町の名義使用等の援助を行うことをいう。

(後援の基準)

第3条 町長は、後援の対象となる事業（以下「対象事業」という。）が次のいずれにも該当するときは、後援を行うものとする。

(1) 主催者が次のいずれかに該当すること。

ア 国又は地方公共団体

イ 公益法人又はこれに準ずる団体

ウ その他町長が特に適当と認める者

(2) 事業内容が次のいずれにも該当すること。

ア 広く町民を対象として相当の規模で行うものであること。

イ 町民の福祉の向上に寄与すると認められるものであること。

2 町長は、対象事業が次のいずれかに該当するときは、後援を行わない。

(1) 主催者が政党、政治結社等であるとき。

(2) 主催者が宗教団体であるとき。

(3) 主催者が暴力団と関係があるとき。

(4) 宗教又は政治活動を目的とする事業であるとき。

(5) 営利を目的とする事業であるとき。

(6) 事業を宗教的又は政治的場所で開催するとき。ただし、当該事業の内容が前項第2号に該当する場合であって当該場所で行うことが妥当であると判断されるときを除く。

(後援の申請)

第4条 後援を希望する者は、事業実施日のおおむね1月前までに、松前町の後援申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 事業の内容が分かるもの

(2) 収支予算書（事業への参加者から費用を徴収する場合に限る。）

(3) その他町長が必要と認める書類

(後援の決定)

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、後援の適否を決定し、適当と認めたときは後援決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めたときは理由を付した書面により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により後援の決定をする場合においては、条件を付することがある。

(実施報告)

第6条 前条第1項の規定により後援の決定を受けた者は、当該事業完了後速やかに事業実施概況報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(町長賞の交付)

第7条 対象事業の主催者は、第4条の後援の申請と併せて町長賞の交付を申請することができる。

2 町長は、前項の規定により町長賞の交付の申請があった場合において、対象事業の内容が町長賞の交付にふさわしいものであると認められるときは、町長賞として賞状を交付するものとする。

3 町長賞の申請は、町長賞交付申請書(様式第4号)に交付予定の賞状案を添えて、町長に提出して行わなければならない。

(後援又は町長賞の交付の取消し)

第8条 町長は、後援又は町長賞の交付の申請書に虚偽の記載があった場合は、後援の決定又は町長賞の交付を取り消すことがある。この場合において、既に町長賞の賞状を交付しているときは、対象事業の主催者にその返還を求めるものとする。

(事務処理)

第9条 後援及び町長賞の交付に関する事務処理は、対象事業の目的と関連する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、後援及び町長賞の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月3日から施行する。